

館山若潮マラソン大会に係る協賛等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山若潮マラソン大会（以下「大会」という。）に係る協賛、出店、写真撮影販売及びグッズ販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「協賛等」とは、大会及び館山市のスポーツの振興・発展に寄与するため、「金銭」、「物品」又は「金銭及び物品」を提供することをいう。
- (2)「出店」とは、大会会場内で商品等の展示・販売することをいう。
- (3)「写真撮影販売」とは、販売を目的に大会会場等で選手を撮影することをいう。
- (4)「グッズ販売」とは、大会オリジナルグッズを作成・販売することをいう。

(承認の基準)

第3条 協賛等は、次の各号に該当するものについて、承認することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。
 - (2) 堅実な活動実績を有し、かつ、大会への協賛等の能力が十分であると認められるものであること。
 - (3) その他、館山若潮マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）又は館山市に有益であると認められるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、大会事務局で不適当と認められる協賛等については、承認しないものとする。
- 3 第1項の規程による協賛等の金額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 協賛等を申請しようとする者は、別紙「協賛申込書」、「出店申込書」、「写真撮影販売申込書」又は「グッズ販売申込書」を大会事務局に原則、大会実施日の前年10月末日（エントリー時に参加者が申し込む方法を取るグッズ販売は7月18日）までに申し出なければならない。

- 2 大会事務局は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた申請者は、納付期限までに協賛金、出店料又は写真撮影販売申込額（以下「納付金」という。）を納めなければならない。
- 4 大会事務局は、前項の納付を確認後、協賛決定通知又は承認証を発行する。
- 5 第3項に規定する納付期限までに入金がなかった場合は、協賛決定通知又は承認証を発行しない。

(報告)

第5条 大会事務局が必要と認めるときは、協賛等の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 大会が中止となった場合、申請者の自己都合による取りやめを含め、納付金納付後の返金は、いかなる場合も行わない。

第7条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

別表 1

【協賛】

種別	金額等	内 容	
		基本メリット	オプションメリット
特別協賛1 ※1社のみ	1,000,000 円以上	・ナンバーカード(上段)に企業名等掲載 サイズ:タテ 27 mm×ヨコ 150 mm程度 ・フィニッシュゲートに企業名等掲載 ・表彰ステージに企業名等掲載(特大) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 6口まで
特別協賛2 ※1社のみ	800,000 円以上	・ナンバーカード(下段)に企業名等掲載 サイズ:タテ 20 mm×ヨコ 100 mm程度 ・フィニッシュゲートに企業名等掲載 ・表彰ステージに企業名等掲載(大) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 5口まで
協賛1	400,000 円以上	・表彰ステージに企業名等掲載(大) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 5口まで
協賛2	300,000 円以上	・表彰ステージに企業名等掲載(中) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 4口まで
協賛3	200,000 円以上	・表彰ステージに企業名等掲載(中) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 2口まで※出店除く
協賛4	100,000 円以上	・表彰ステージに企業名等掲載(小) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載 ・大会ポスターに企業名等掲載 ※	下記オプション品目より 1口 ※出店除く
協賛5	50,000 円以上	・表彰ステージに企業名等掲載(小) ・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載	なし
協賛6	30,000 円以上	・大会ホームページに企業名等掲載 ・Web アスリートガイドへの企業名等掲載	なし

※大会ポスターへの企業名等の掲載は、大会実施日の前年7月1日正午までに申込書を提出した場合とする。

《オプション品目》

No.	品 目	内 容(1口当たり)
1	HP掲載	大会公式HPに企業バナーリンク
2	HP掲載	新着情報への掲載及び大会公式フェイスブックへの投稿(1回)
3	チラシ封入	選手配布物への封入(1 種類:約7千枚)
4	のぼり旗掲出	会場内にのぼり旗(7本まで)掲出
5	横断幕掲出	会場内に横断幕(2枚)掲出
6	出店※協賛2以上	会場内への出店(2×3間) ※テント1張・机2脚・椅子4脚貸出可

《注意事項》

- ①大会HP用バナー、のぼり旗、横断幕は企業側で用意する。
- ②のぼり旗、横断幕の設置撤去は企業側で行う。設置場所は主催者側の指定する場所とする。
- ③物品協賛の場合は、希望小売価格の 60%での金銭換算とし、物品内容については大会事務局と協議の上決める。
- ④出店について
 - ・出店場所は大会事務局で指定する。
 - ・賠償責任保険に加入していること。
 - ・飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
 - ・火器を使用する場合は消火器(ABC消火器の6型以上)を用意すること。
- ⑤特別協賛について、前回大会の特別協賛企業の申込みを優先する。

別表 2

【出店】

No.	品 目	内 容	金 額
1	出店(大会当日)	大会会場での出店(2×3間スペース)	50,000 円以上(市内業者:25,000 円以上)

《 注意事項 》

- ①物品による支払いの場合は、希望小売価格の60%での金銭換算とし、物品の内容については大会事務局と協議の上決める。ただし、飲食物による支払いは不可とする。
- ②出店について出店場所は大会事務局で指定する。申込み多数の場合は事務局にて内容等を審査し選考する。
- ③出店に必要なテント、机、椅子等は出店者側で用意すること。また、強風等に対応出来る十分な安全対策を施すこと。
- ④賠償責任保険に加入していること。
- ⑤飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
- ⑥火器を使用する場合は消火器(ABC消火器の6型以上)を用意すること。
- ⑦市内業者とは市内に本店を置く者とする。

【写真撮影販売】

No.	品 目	内 容	金 額
2	写真撮影販売	会場内等での選手の写真撮影及びインターネット等による販売 大会公式HPに企業バナー掲載(1種類) 大会公式HP新着情報への掲載(2回) 選手配布物へのチラシ封入(1 種類:約7千枚) 大会名使用权	200,000 円以上

《 条件 》

- ①写真撮影に際し、コース上には出ないこと。
- ②ストロボは使用しないこと。
- ③安全確保のためドローン等による空撮は行わないこと。
- ④責任者は大会本部と連絡が取れる体制にあること。
- ⑤選手・応援・大会関係者が不快となるような行動は避けること。
- ⑥トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。
- ⑦配置時間、人員、場所、方法等について計画書を提出すること。
- ⑧その他大会事務局の指示に従うこと。

《 注意事項 》

- ①写真撮影販売は1社のみ(後援企業が行う写真サービスは除く)とし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会HP用バナー、チラシは企業側で用意する。

【グッズ販売】

No.	品 目	内 容	金 額
3	グッズ販売	大会オリジナルグッズの作成販売 大会公式HPに企業バナー掲載(1種類) 大会公式HP新着情報への掲載(2回) 選手配布物へのチラシ封入(1 種類:約7千枚) 大会名使用权	200,000 円以上

《 条件 》

- ①大会オリジナルグッズ作成にあたっては必要な許諾を得ること。
- ②トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。

《 注意事項 》

- ①グッズ販売は同種商品につき1社のみとし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会HP用バナー、チラシは企業側で用意する。